

埼玉県シニアサッカー連盟細則

第 1 項 (趣 旨)

1. この細則は、埼玉県シニアサッカー連盟規約（以下「規約」という。）に基づき、埼玉県シニアサッカー連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 項 (加盟登録)

1. 本連盟に加盟登録しようとするチームは本県にその本拠を有するもので、(公財)埼玉県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に登録しなければならない。
2. 登録は、各チームにおいて、登録料及び連盟会費を添えて Web 申請をしなければならない。Web 申請の手続きについては、(公財)埼玉県サッカー協会「ホームページ」を参照のこと。
3. 登録料

| JFA | | | SFA | チーム 合計 | JFA | SFA | 選手合計 |
|-------|-------|------------|-------|-----------|--------|------|-----------------------------|
| チーム | 監督 | 機関紙 購読料 | チーム | | 選手@ | 選手@ | |
| 7,000 | 2,000 | 5,000 | 5,000 | 19,000 | @1,500 | @800 | 2,300×選手数 満 60 歳以上 1,500 |

4. 連盟会費
連盟会費はチーム会費として、1 チーム定額とする。但し、各カテゴリーで行われるリーグ戦以外の事業については、その総試合数で按分し、参加チームの試合数により徴収とする。
5. 新チーム加盟手続き（届出先、期限、承認）
上記の 1 から 4 を満たすチーム・選手であることを前提とし、加盟希望年度の前年の 10 月末日までに、所属することになるカテゴリーのリーグ運営委員長に届け出をしなければならない。また、規約上常任理事会の承認を必要とするが、常任理事会開催が遅れる場合には各運営委員会の了解のうえ、シニア連盟会長の承認を必要とする。その後、常任理事会に報告する。
6. チーム名変更の手続き（届出先、期限、承認）
チーム名を変更するチームは、変更希望年度の前年の 11 月末日までに、所属するカテゴリーのリーグ運営委員長に届け出をし、常任理事会の承認を得なければならない。

第 3 項 (専門部会)

1. 本規約第 9 章 第 25 条による専門部会は次のとおりとする。
 - (1) 総務部会（部会長＝会長、部会員）
 - (2) 財務部会（部会長、部会員）
 - (3) 広報/企画部会（部会長、部会員）
 - (4) 75・70・65、60,50,40 リーグ運営（各統括理事、各統括理事代行）
 - (5) フェアプレー規律部会（部会長・会長・副会長・審判部会長・担当統括理事）
 - (6) 登録部会（部会長、部会員）
 - (7) 審判部会（部会長、70,60,50,40 担当審判）
 - (8) 施設部会（部会長、部会員）
2. 専門部会の業務は次のとおりとする。
 - (1) 総務部会
 - ア. 事業計画・立案・運営に関すること。
 - イ. 常任理事会の開催及び議事録に関すること。
 - ウ. 各種連盟事業の計画・立案・運営に関すること

- エ. 上部団体事業の業務に関する事。
- (2) 財務部会
 - ア. 連盟予算案の作成及び決算の報告に関する事。
 - イ. 各種事業の出納及び予算・決算に関する事。
 - ウ. 連盟会費・上部団体への登録料等の徴収管理及び補助金の収受に関する事。
- (3) 広報/企画部会
 - ア. HP など連盟の広報活動に関する事。
 - イ. 協賛企業募集に関する事。
- (4) 75・70・65,60,50,40 リーグ運営
 - ア. 各年代の事業計画及びその事業運営に関する事。
 - イ. 事業運営費の出納・決算に関する事。
 - ウ. 県外派遣事業の支援・強化等に関する事。
- (5) フェアプレー規律部会
 - ア. (公財)日本サッカー協会、(公財)埼玉県サッカー協会フェアプレー・規律委員会との連携に関する事。
 - イ. (公財)日本サッカー協会制定の懲罰規定遵守に関する事。県協会要覧参照
 - ウ. フェアプレーの奨励と優れたチーム及び選手の表彰に関する事。
 - エ. マッチコミッショナー制度の運用を兼務し、委員長が担当責任者となる。
- (6) 登録部会
 - ア. 登録業務（Web 登録等）に関する事。
- (7) 審判部会
 - ア. 各種大会の審判員の要請並びに審判員割り当て等に関する事。
 - イ. 審判員の登録、養成に関する事。
 - ウ. アセッサー及び技術講習会等による資質の向上に関する事。
- (8) 施設部会
 - ア. 各種大会の日程並びにグラウンド割当てに関する事。
 - イ. グラウンド確保に関する事。

第4項 (細則の改廃)

この細則は、常任理事会の議決を得なければ改廃することはできない。

第5項 (付則)

1. この細則は、2006年4月8日から施行する。
2. 2008年4月26日 一部改正。
3. 2009年4月25日 一部改正。
4. 2010年4月3日 一部改正。
5. 2012年4月7日 一部改正。
6. 2013年4月20日 一部改正。
7. 2015年4月18日 一部改正
8. 2016年4月16日 一部改正
9. 2017年4月15日 一部改正
10. 2018年4月21日 一部改正
11. 2024年1月27日 一部改正